令和５年草加市議会
２月定例会提出議案及び報告

・提出議案及び報告一覧
・概要

議案数		報告数	
補正予算	４件		
当初予算	１０件		
条例	１１件		
規約	１件	事業計画	３件
計	２６件	計	３件

2023年2月

だれもが幸せなまち 草加
草加市

令和5年草加市議会2月定例会
提出議案・報告一覧

議　案

（補正予算）

第２号議案　令和４年度草加市一般会計補正予算（第９号）
第３号議案　令和４年度草加市駐車場事業特別会計補正予算（第１号）
第４号議案　令和４年度草加都市計画事業新田駅西口土地区画整理事業特別会計補正予算（第２号）
第５号議案　令和４年度草加市国民健康保険特別会計補正予算（第３号）
（当初予算）
第６号議案　令和５年度草加市一般会計予算
第７号議案　令和５年度草加都市計画新田西部土地区画整理事業特別会計予算
第８号議案　令和５年度草加市駐車場事業特別会計予算
第９号議案　令和５年度草加都市計画事業新田駅西口土地区画整理事業特別会計予算
第10号議案　令和５年度草加市国民健康保険特別会計予算
第11号議案　令和５年度草加市介護保険特別会計予算
第12号議案　令和５年度草加市後期高齢者医療特別会計予算
第13号議案　令和５年度草加市水道事業会計予算
第14号議案　令和５年度草加市立病院事業会計予算
第15号議案　令和５年度草加市公共下水道事業会計予算

（P.４～14）

第16号議案　草加市開発・建築関係手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について……P.14

建築基準法の一部改正に伴い、建築物の容積率に関する特例の認定の申請及び高度地区内における建築物の高さの最高限度の特例の許可の申請に対する審査手数料を新設するとともに、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令の一部改正に伴い、建築物エネルギー消費性能向上計画等の認定申請等に対する審査手数料の追加等を行うものです。

第17号議案　草加市学校施設使用料条例及び草加市立小・中学校校庭夜間照明設備及び体育館照明設備使用料条例の一部を改正する条例の制定について……P.17

草加市立小・中学校の体育館を学校教育以外のスポーツ活動を行うための使用に供する場合における体育館空調設備の使用料を定めるものです。

第18号議案　草加市地域型保育事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について……P.18

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める省令の一部改正に伴い、地域型保育事業者に対し利用乳幼児の安全の確保を図るための安全計画の策定等の義務付け等を行うものです。

第19号議案　草加市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について…………………………P.20

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める省令の一部改正に鑑み、放課後児童健全育成事業者に対し利用者の安全の確保を図るための安全計画の策定等の義務付け等を行うものです。

第20号議案　草加市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について…………P.21

子ども・子育て支援法及び特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める内閣府令の一部改正に伴い、懲戒権に関連する規定を廃止するとともに、条文の所要の整備を行うものです。

第21号議案　草加市子ども・子育て会議条例等の一部を改正する条例の制定について…………………………………………………………………………P.22

子ども・子育て支援法等の一部改正に伴い、関係条例の条文の所要の整備を行うものです。

第22号議案　草加市児童発達支援センター設置及び管理条例の一部を改正する条例の制定について……………………………………………………………P.22

草加市児童発達支援センターの効果的かつ効率的な運営を図るため、指定管理者制度を導入するとともに、定員の増員等を行うものです。

第23号議案　草加市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について…P.23

健康保険法施行令の一部改正に伴い、出産育児一時金の額を改定するとともに、国民健康保険の被保険者としない者を定めるものです。

第24号議案　草加市路上喫煙の防止に関する条例の一部を改正する条例の制定について………………………………………………………………………P.24

道路交通法等の一部改正に鑑み、自転車等の定義の見直し等を行うものです。

第25号議案　草加市自転車の安全な利用に関する条例の一部を改正する条例の制定について…………………………………………………………………P.25

道路交通法の一部改正に伴い、条文の所要の整備を行うものです。

第26号議案　草加市駐輪場条例の一部を改正する条例の制定について…………P.26

草加駅西口短時間駐輪場（草加市氷川町２１２２番地６）の土地賃貸借契約の解約に伴い、同駐輪場を廃止するものです。

第27号議案　草加八潮消防組合と草加市との間における情報公開・個人情報保護審議会及び情報公開・個人情報保護審査会並びに行政不服審査会の事務の委託に関する規約の変更について………………………………P.26

草加八潮消防組合情報公開・個人情報保護審査会条例及び草加市情報公開・個人情報保護審査会条例が廃止されることに伴い、委託事務の範囲を見直すため規約を変更することについて協議したいので、議会の議決を求めるものです。

報　告

第１号報告　令和５年度草加市土地開発公社事業計画書及び予算書の提出について
第２号報告　令和５年度公益財団法人草加市スポーツ協会事業計画書の提出について
第３号報告　令和５年度公益財団法人草加市文化協会事業計画書の提出について
（P.27）

議　案

第２号議案　令和４年度草加市一般会計補正予算（第９号）

補正前の歳入・歳出予算額	95,478,575千円
歳入・歳出補正予算額	△ 481,810千円
補正後の歳入・歳出予算額	94,996,765千円

補正予算の主な内容

歳　入　　※丸番号については、歳入の特定財源及び歳出の充当先事業を表したもの。　(千 円)

款	補 正 額	主　な　内　容	
9 地方特例交付金	3,139	・新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補てん特別交付金	3,139
10 地方交付税	399,151	・普通交付税	399,151
14 国庫支出金	41,960	①障害者介護給付費・訓練等給付費負担金	99,130
		②児童手当国庫負担金	△ 22,786
		③社会資本整備総合交付金(新田駅東口土地区画整理事業)	△ 60,259
		④学校保健特別対策事業費補助金(小学校費)	16,875
		⑤学校保健特別対策事業費補助金(中学校費)	9,000
15 県支出金	43,496	⑥障害者介護給付費・訓練等給付費負担金	49,565
		⑦児童手当県負担金	△ 6,069
17 寄附金	3,083	⑧被災者支援基金寄附金	83
		⑨保健衛生総務費寄附金	3,000
18 繰入金	△ 584,227	・財政調整基金繰入金	△ 547,751
		⑩庁舎建設基金繰入金	△ 36,476
20 諸収入	34,988	・草加八潮消防組合負担金返還金(令和3年度分) (危機管理課)	34,988

款	補 正 額	主 な 内 容	
21 市債	△ 423,400	⑪草加駅東口駅前広場整備事業債	△ 82,500
		⑫水辺環境整備事業債	△ 12,600
		⑬排水路整備事業債	△ 54,000
		⑭排水施設整備事業債	△ 8,100
		⑮新田駅東口土地区画整理事業債	△ 211,500
		⑯今様・草加宿道路整備事業債	△ 54,700
合 計	△ 481,810		

歳 出

(千円)

款	補 正 額	主 な 内 容	特定財源	
2 総務費	△ 36,393	・OA機器運用管理事業[情報推進課]	⑩	△ 36,476
		・被災者支援基金積立金[危機管理課]	⑧	83
3 民生費	185,866	・自立支援給付事業[障がい福祉課]	①⑥	198,492
		・社会福祉施設管理運営事業[長寿支援課]		2,164
		・障害児家庭支援事業[子育て支援課]		10,020
		・児童手当事業[子育て支援課]	②⑦	△ 34,920
		・児童館・児童センター運営事業[子ども育成課]		△ 3,724
		・生活保護関係事業[生活支援課]		5,510
		・生活困窮者自立支援事業[生活支援課]		8,324

款	補 正 額	主　な　内　容		
4 衛生費	△ 2,000	･地域医療体制支援等事業[新型コロナウイルス対策課]	⑨	3,000
		･新型コロナウイルスワクチン接種事業 [新型コロナウイルス対策課]		0
		･環境衛生事業[くらし安全課]		△ 5,000
6 農林水産業費	3,081	･農業用水路維持管理事業[都市農業振興課]		3,081
7 商工費	△ 10,000	･企業支援･育成事業[産業振興課]		△ 10,000
8 土木費	△ 689,651	･草加駅東口駅前広場整備事業[道路整備課]	⑪	△ 117,040
		･道路整備事業[道路整備課]		△ 27,060
		･橋りょう整備事業[道路整備課]		△ 3,100
		･水辺環境整備事業[河川課]	⑫	△ 14,000
		･排水路整備事業[河川課]	⑬	△ 92,400
		･排水施設整備事業[河川課]	⑭	△ 10,528
		･都市施設等管理事業[都市計画課]		△ 8,800
		･柿木地区まちづくり推進事業[都市計画課]		△ 3,795
		･新田駅東口土地区画整理事業 [新田駅周辺土地区画整理事務所]	③⑮	△ 290,000
		･新田駅西口土地区画整理事業特別会計繰出金[都市計画課]		△ 45,400
		･都市計画街路整備事業[道路整備課]		△ 15,488
		･今様･草加宿道路整備事業[道路整備課]	⑯	△ 62,040

款	補 正 額	主　な　内　容		
10 教育費	67,287	・学校維持管理運営事業(小学校)[総務企画課]		19,036
		・情報教育環境整備事業(小学校)[指導課]		△ 5,000
		・特色ある学校経営推進事業(小学校)[総務企画課]	④	33,750
		・学校維持管理運営事業(中学校)[総務企画課]		10,154
		・情報教育環境整備事業(中学校)[指導課]		△ 12,000
		・特色ある学校経営推進事業(中学校)[総務企画課]	⑤	18,000
		・公民館等事業[中央公民館]		1,542
		・公民館等事業[柿木公民館]		381
		・公民館等事業[新田西文化センター]		443
		・公民館等事業[谷塚文化センター]		423
		・公民館等事業[川柳文化センター]		402
		・公民館等事業[新里文化センター]		156
合　計	△ 481,810			

・継続費の補正

分類	事 項 (期 間)	年割額及び総額	
変更(既設定分)	本庁舎建設事業 (新庁舎備品購入) (令和4年度～令和5年度)	R4	571,531千円
		R5	12,000千円
		総額	583,531千円
廃止	草加駅東口駅前広場整備事業 (草加駅東口駅前広場整備工事) (令和4年度～令和5年度)	R4	-117,040千円
		R5	-165,000千円
		総額	-282,040千円

・繰越明許費の設定

分類	繰越事業		繰越額
通常事業 (予算成立後の事由)	自主防災活動等推進事業	(1)	5,291千円
	児童館・児童センター運営事業	(2)	10,825千円
	新型コロナウイルスワクチン接種事業	(3)	536,500千円
	道路整備事業(認定予定道路4-1、市道2008、11623、10008、2072号線)	(4)	114,505千円
	水辺環境整備事業(水辺環境整備工事)	(5)	58,960千円
	排水路整備事業(C-124号水路)	(6)	31,412千円
	新田駅東口土地区画整理事業	(7)	792,473千円
	今様・草加宿道路整備事業	(8)	9,260千円
国の補正予算対応 (性質上の事由)	特色ある学校経営推進事業(小学校)	(9)	33,750千円
	特色ある学校経営推進事業(中学校)	(10)	18,000千円

第３号議案　令和４年度草加市駐車場事業特別会計補正予算（第１号）

補正前の歳入・歳出予算額	38,994千円
歳入・歳出補正予算額	32,217千円
補正後の歳入・歳出予算額	71,211千円

補正予算の主な内容

歳　入　(千円)

款	補　正　額	主　な　内　容	
2 繰越金	32,217	・繰越金	32,217
合　計	32,217		

歳　出　(千円)

款	補　正　額	主　な　内　容	特定財源	
1 事業費	32,217	・アコス地下駐車場事業（整備基金積立金）		32,217
合　計	32,217			

第４号議案　令和４年度草加都市計画事業新田駅西口土地区画整理事業特別会計補正予算（第２号）

補正前の歳入・歳出予算額	1,756,698千円
歳入・歳出補正予算額	△ 230,000千円
補正後の歳入・歳出予算額	1,526,698千円

補正予算の主な内容

歳　入　※丸番号については、歳入の特定財源及び歳出の充当先事業を表したもの。　(千円)

款	補　正　額	主　な　内　容	
5 繰入金	△ 45,400	・一般会計繰入金	△ 45,400
8 市債	△ 184,600	①土地区画整理事業債	△ 184,600
合　計	△ 230,000		

歳　出　(千円)

款	補　正　額	主　な　内　容	特定財源	
2 事業費	△ 230,000	・公共施設整備等関連事業	①	△ 230,000
合　計	△ 230,000			

・繰越明許費の設定

分類	繰越事業	繰越額
通常事業 （予算成立後の事由）	公共施設整備等関連事業	654,097千円

第５号議案　令和４年度草加市国民健康保険特別会計補正予算（第３号）

補正前の歳入･歳出予算額	23,409,543千円
歳入･歳出補正予算額	91,765千円
補正後の歳入･歳出予算額	23,501,308千円

補正予算の主な内容

歳　入　（千円）

款	補正額	主な内容	
1 国民健康保険税	45,000	･一般被保険者国民健康保険税	45,000
7 繰入金	46,765	･財政調整基金繰入金	46,765
合　計	91,765		

歳　出　（千円）

款	補正額	主な内容	特定財源	
9 諸支出金	91,765	･過年度補助金返納金		91,765
合　計	91,765			

第６号議案　令和５年度草加市一般会計予算
第７号議案　令和５年度草加都市計画新田西部土地区画整理事業特別会計予算
第８号議案　令和５年度草加市駐車場事業特別会計予算
第９号議案　令和５年度草加都市計画事業新田駅西口土地区画整理事業特別会計予算
第10号議案　令和５年度草加市国民健康保険特別会計予算
第11号議案　令和５年度草加市介護保険特別会計予算
第12号議案　令和５年度草加市後期高齢者医療特別会計予算

（単位　千円）

区分		本年度予算額	前年度予算額	比較増減額	増減率(%)
一般会計		88,426,000	89,379,000	△ 953,000	△ 1.1
特別会計	新田西部土地区画整理事業	69,421	84,185	△ 14,764	△ 17.5
	駐車場事業	191,384	38,994	152,390	390.8
	新田駅西口土地区画整理事業	1,762,297	1,756,698	5,599	0.3
	国民健康保険	22,870,405	22,044,111	826,294	3.7
	介護保険	18,764,969	17,523,870	1,241,099	7.1
	後期高齢者医療	3,516,018	3,272,569	243,449	7.4
	小計	47,174,494	44,720,427	2,454,067	5.5
合計		135,600,494	134,099,427	1,501,067	1.1

第13号議案　令和５年度草加市水道事業会計予算

1 収益的収支　　[単位:千円]

区分 ＼ 年度		令和5年度	令和4年度	比較増減	増減率(%)	備　　考
営業収支	**営　業　収　益**	**4,351,781**	**4,390,678**	**△ 38,897**	**△ 0.9%**	
	給水収益	3,994,100	4,004,000	△ 9,900	△ 0.2%	
	受託工事収益	7,542	8,122	△ 580	△ 7.1%	
	その他の営業収益	350,139	378,556	△ 28,417	△ 7.5%	
	営　業　費　用	**4,637,358**	**4,412,179**	**225,179**	**5.1%**	
	原水及び浄水費	2,161,084	1,966,856	194,228	9.9%	
	配水及び給水費	544,074	535,463	8,611	1.6%	
	受託工事費	44,245	43,502	743	1.7%	
	業務費	310,035	304,886	5,149	1.7%	
	総係費	276,282	256,085	20,197	7.9%	
	減価償却費	1,215,784	1,173,667	42,117	3.6%	
	資産減耗費	85,804	131,670	△ 45,866	△ 34.8%	
	その他営業費用	50	50	0	0.0%	
	営　業　利　益	**△ 285,577**	**△ 21,501**	**△ 264,076**	**1,228.2%**	
	営業収支比率	**93.8%**	**99.5%**	**△ 5.7**	**—**	
営業外・特別損益	営業外収益	256,938	257,757	△ 819	△ 0.3%	
	営業外費用	81,841	81,566	275	0.3%	
	経　常　利　益	△ 110,480	154,690	△ 265,170	△ 171.4%	
	経常収支比率	**97.7%**	**103.4%**	**△ 5.7**	**—**	
	特　別　利　益	3	3	0	0.0%	
	特　別　損　失	1,504	2,768	△ 1,264	△ 45.7%	
	予　備　費	2,000	2,000	0	0.0%	
事　業　収　益		4,608,722	4,648,438	△ 39,716	△ 0.9%	
事　業　費　用		4,722,703	4,498,513	224,190	5.0%	
当年度純利益		△ 113,981	149,925	△ 263,906	△ 176.0%	

※主な項目のみ記載しています

2 資本的収支　　[単位:千円]

区分 ＼ 年度	令和5年度	令和4年度	比較増減	増減率(%)	備　　考
資本的収入	**952,384**	**1,214,516**	**△ 262,132**	**△ 21.6%**	
企業債	500,000	900,000	△ 400,000	△ 44.4%	
工事負担金	452,383	314,515	137,868	43.8%	
資産売却代金	1	1	0	0.0%	
資本的支出	**3,108,486**	**2,859,531**	**248,955**	**8.7%**	
建設改良費	2,914,011	2,642,787	271,224	10.3%	
企業債償還金	194,475	216,744	△ 22,269	△ 10.3%	
収　支　不　足　額	**△ 2,156,102**	**△ 1,645,015**	**△ 511,087**	**31.1%**	

3 業務状況

区分 ＼ 年度	令和5年度	令和4年度	比較増減	備　　考
給水戸数	128,300戸	127,300戸	1,000戸	
年間総給水量	26,100,000㎥	26,200,000㎥	△ 100,000㎥	
一日平均給水量	71,311㎥	71,781㎥	△ 470㎥	

第14号議案　令和５年度草加市立病院事業会計予算

１ 収益的収支　　　　[単位:千円]

区分		令和5年度	令和4年度	比較増減	増減率	備　考
医業収支	**医　業　収　益**	**11,814,041**	**11,471,671**	**342,370**	**3.0%**	
	入 院 収 益	7,399,000	7,115,175	283,825	4.0%	R5:76.0%、R4:76.0%
	外 来 収 益	3,700,639	3,597,947	102,692	2.9%	
	その他医業収益	714,402	758,549	△ 44,147	△5.8%	
	医　業　費　用	**13,674,750**	**12,981,841**	**692,909**	**5.3%**	
	給　与　費	6,758,511	6,662,816	95,695	1.4%	
	材　料　費	3,001,458	2,802,300	199,158	7.1%	
	経　　　費	2,946,568	2,661,424	285,144	10.7%	
	減 価 償 却 費	921,293	807,173	114,120	14.1%	
	資 産 減 耗 費	15,000	15,000	0	0.0%	
	医　業　利　益	**△ 1,860,709**	**△ 1,510,170**	**△ 350,539**	**△23.2%**	
	医 業 収 支 比 率	**86.4%**	**88.4%**	**△2.0%**	**－**	
医業外・特損益	医 業 外 収 益	1,379,976	1,376,705	3,271	0.2%	
	医 業 外 費 用	472,999	508,853	△ 35,854	△7.0%	
	経　常　利　益	△ 953,732	△ 642,318	△ 311,414	△48.5%	
	経 常 収 支 比 率	**93.3%**	**95.2%**	**△1.9%**	**－**	
	特　別　利　益	2,100	2,100	0	0.0%	
	特　別　損　失	189,276	253,100	△ 63,824	△25.2%	
	予　備　費	2,000	2,000	0	0.0%	
事　業　収　益		13,196,117	12,850,476	345,641	2.7%	
事　業　費　用		14,339,025	13,745,794	593,231	4.3%	
当 年 度 純 利 益		△ 1,142,908	△ 895,318	△ 247,590	△27.7%	
総 収 支 比 率		**92.0%**	**93.5%**	**△1.5%**	**－**	

※ 主な項目のみ記載しています。

２ 資本的収支　　　　[単位:千円]

区分	令和5年度	令和4年度	比較増減	増減率	備　考
資 本 的 収 入	**351,560**	**350,720**	**840**	**0.2%**	
企　業　債	0	0	0	－	
負　担　金	350,000	350,000	0	0.0%	
国･県補助金	200	200	0	0.0%	
固定資産売却代金	100	100	0	0.0%	
修学資金貸付金返還金	1,260	420	840	200.0%	
資 本 的 支 出	**1,237,735**	**1,207,312**	**30,423**	**2.5%**	
病院改築工事費	200,321	191,400	8,921	4.7%	
固定資産購入費	557,658	499,705	57,953	11.6%	
企業債償還金	474,716	511,167	△ 36,451	△7.1%	
修学資金貸付金(投資)	5,040	5,040	0	0.0%	
収　支　不　足　額	**△ 886,175**	**△ 856,592**	**△ 29,583**	**△3.5%**	

３ 繰入金　　　　[単位:千円]

区分		令和5年度	令和4年度	比較増減	増減率	備　考
繰入金	収益的収入(3条分)	1,350,000	1,350,000	0	0.0%	いずれも全額基準内繰入金
	資本的収入(4条分)	350,000	350,000	0	0.0%	同　上
繰入金合計		**1,700,000**	**1,700,000**	**0**	**0.0%**	

4 業務状況

区分		令和5年度	令和4年度	比較増減	備考
入院	病床利用率	76.0%	76.0%	0.0%	
	入院延患者数	105,700人	105,410人	290人	R5年度:366日、R4年度:365日
	一日平均	289人	289人	0人	
	診療単価	70,000円	67,500円	2,500円	
外来	外来延患者数	205,590人	205,590人	0人	R5年度:267日、R4年度:267日
	一日平均	770人	770人	0人	
	診療単価	18,000円	17,500円	500円	

第15号議案　令和５年度草加市公共下水道事業会計予算

1 収益的収支　　[単位:千円]

区分		令和5年度	令和4年度	比較増減	増減率	備考
営業収支	**営業収益**	**3,316,580**	**3,352,145**	**△ 35,565**	**△ 1.1%**	
	下水道使用料	2,705,727	2,712,014	△ 6,287	△ 0.2%	
	他会計負担金	610,480	639,242	△ 28,762	△ 4.5%	
	その他営業収益	373	889	△ 516	△ 58.0%	
	営業費用	**5,335,409**	**5,329,741**	**5,668**	**0.1%**	
	汚水管渠費	274,393	251,327	23,066	9.2%	
	雨水管渠費	81,900	63,426	18,474	29.1%	
	雨水ポンプ場費	108,284	106,439	1,845	1.7%	
	水質規制費	7,400	7,051	349	4.9%	
	業務費	187,473	193,582	△ 6,109	△ 3.2%	
	総係費	201,905	231,058	△ 29,153	△ 12.6%	
	減価償却費	3,314,127	3,294,930	19,197	0.6%	
	資産減耗費	33,927	55,928	△ 22,001	△ 39.3%	
	流域下水道維持管理負担金	1,126,000	1,126,000	0	0.0%	
	営業利益	**△ 2,018,829**	**△ 1,977,596**	**△ 41,233**	**△ 2.1%**	
	営業収支比率	**62.2%**	**62.9%**	**△ 0.7**	**-**	
営業外・特別損益	営業外収益	2,494,330	2,634,795	△ 140,465	△ 5.3%	
	営業外費用	477,887	563,053	△ 85,166	△ 15.1%	
	経常利益	△ 2,386	94,146	△ 96,532	△ 102.5%	
	経常収支比率	**100.0%**	**101.6%**	**△ 1.6**	**-**	
	特別利益	3	3	0	0.0%	
	特別損失	482	483	△ 1	△ 0.2%	
	予備費	500	500	0	0.0%	
事業収益		5,810,913	5,986,943	△ 176,030	△ 2.9%	
事業費用		5,814,278	5,893,777	△ 79,499	△ 1.3%	
当年度純利益(収益的収支差引)		△ 3,365	93,166	△ 96,531	△ 103.6%	

※ 主な項目のみ記載しています。

2 資本的収支 [単位:千円]

区分＼年度	令和5年度	令和4年度	比較増減	増減率	備考
資本的収入	**2,760,433**	**2,948,549**	**△ 188,116**	**△ 6.4%**	
受益者負担金	5,713	7,731	△ 2,018	△ 26.1%	
工事負担金	1	39,105	△ 39,104	△ 100.0%	
他会計負担金	91,296	74,878	16,418	21.9%	
補助金	744,204	667,042	77,162	11.6%	
企業債	1,025,900	1,040,600	△ 14,700	△ 1.4%	
長期貸付金返還金	1	1	0	0.0%	
出資金	893,318	1,119,192	△ 225,874	△ 20.2%	
資本的支出	**4,202,499**	**4,383,748**	**△ 181,249**	**△ 4.1%**	
建設改良費	1,458,358	1,377,495	80,863	5.9%	
企業債償還金	2,743,741	3,005,853	△ 262,112	△ 8.7%	
長期貸付金	400	400	0	0.0%	
収支不足額	**△ 1,442,066**	△ 1,435,199	**△ 6,867**	**△ 0.5%**	

3 繰入金 [単位:千円]

区分＼年度		令和5年度	令和4年度	比較増減	増減率	備考
繰入金	収益的収入(3条分)	1,283,752	1,465,916	△ 182,164	△ 12.4%	
	資本的収入(4条分)	1,546,248	1,774,084	△ 227,836	△ 12.8%	
繰入金合計		**2,830,000**	**3,240,000**	**△ 410,000**	**△ 12.7%**	

4 業務状況

区分＼年度	令和5年度	令和4年度	比較増減	備考
水洗化世帯数(世帯)	115,500	113,500	2,000	
総汚水量(㎥)	28,150,000	28,150,000	0	
有収水量(㎥)	24,845,000	24,850,000	△ 5,000	

第16号議案　草加市開発・建築関係手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について【建築安全課】

1　目的

建築基準法の一部改正に伴い、建築物の容積率に関する特例の認定の申請及び高度地区内における建築物の高さの最高限度の特例の許可の申請に対する審査手数料を新設するとともに、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令の一部改正に伴い、建築物エネルギー消費性能向上計画等の認定申請等に対する審査手数料の追加等を行うものです。

２　内容

⑴　建築基準法の一部改正に伴う認定及び許可に対する審査手数料の新設

建築基準法の一部改正により、次の制度が新設されたため、その認定又は許可の申請に対する審査手数料を新設するものです。

ア　住宅及び老人ホーム等に設ける高効率給湯設備等を設置する機械室等について容積率を緩和（不算入）する認定制度の新設

イ　高度地区（※）内において、屋根の断熱改修又は屋上への省エネ設備の設置等を行う場合に、高さの最高制限を超えることが構造上やむを得ない建築物に対する特例許可制度の新設

※高度地区　用途地区内において建築物の高さの最高限度又は最低限度を定める地区

区分	手数料
建築物の容積率に関する特例の認定の申請に対する審査（**新設**）	**27,000円**
高度地区内における建築物の高さの最高限度の特例の許可の申請に対する審査（**新設**）	**160,000円**

⑵　建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令の一部改正に伴う審査手数料の追加等

ア　省令の改正により、より高水準の省エネ性能を有する住宅の普及を図るため、建築物エネルギー消費性能向上計画（※）及び低炭素建築物新築等計画（※）の認定において、住宅における省エネ性能を評価する基準として、建物全体を計算によって適否を判断する「性能規定」（既存の方法）に加え、計算によらず建物の部位毎の仕様から判断する「仕様規定」による方法が新たに導入されたため、その審査手数料を追加するものです。

※　建築物エネルギー消費性能向上計画

通常よりも高い水準の省エネ性能の住宅・建築物の新築等に係る計画。認定された場合、省エネ性能向上のための設備の設置に関わる床面積の一部を容積率の算定から除外する特例が受けられます。

※　低炭素建築物新築等計画

省エネ性能に優れるなどの基準を満たし、都市の二酸化炭素の排出の抑制に資する建築物の新築等に関する計画。認定された場合、低炭素化に資する設備（再生可能エネルギーと連系した蓄電池等）の設置に関わる床面積の一部について容積率の算定から除外することができるほか、認定を受けた新築住宅は、税制優遇措置の対象となるメリットが受けられます。

【建築物エネルギー消費性能向上計画認定審査手数料（抜粋））】

表1　一戸建て住宅又は住宅用途を含む建築物の住宅部分

住宅の種類・床面積		適合証あり	標準計算（性能基準）	住宅仕様基準（誘導仕様基準）
一戸建ての住宅	200㎡未満	5,000円	40,000円	20,000円
	200㎡以上		44,000円	22,000円
住宅用途を含む建築物の住宅部分	～300㎡未満	11,000円	80,000円	38,000円
	300㎡以上 2,000㎡未満	23,000円	135,000円	66,000円
	2,000㎡以上 5,000㎡未満	52,000円	230,000円	121,000円
	5,000㎡以上	94,000円	330,000円	183,000円

追加部分

※変更審査手数料は上記金額の１／２

※低炭素建築物新築等計画の認定審査手数料は、求められる省エネ性能が建築物エネルギー消費性能向上計画と同じとなるため、上記の手数料と同額です。

イ　低炭素建築物新築等計画の認定の算定区分を「住戸数」から「床面積」に統一する所要の整備を行います。

３　**施行期日**

上記⑴については令和５年４月１日から、上記⑵については公布の日から施行します。

＜影響等＞

【認定実績】建築物エネルギー消費性能向上計画

令和３年度：0件　　令和４年度（12月末時点）：31件

低炭素建築物新築等計画

令和３年度：68件　　令和４年度（12月末時点）：27件

両認定については、一戸建ての住宅以外の認定実績はなく、その部分の改正がないことから影響はない見込み。

第17号議案　**草加市学校施設使用料条例及び草加市立小・中学校校庭夜間照明設備及び体育館照明設備使用料条例の一部を改正する条例の制定について【スポーツ振興課】**

１　目的

草加市立小・中学校の体育館を学校教育以外のスポーツ活動を行うための使用に供する場合における体育館空調設備の使用料を定めるものです。

２　内容

学校教育以外のスポーツ活動を行うために使用する場合の市内小・中学校体育館の空調設備使用料を次のとおり定めます。（草加市立草加中学校は、体育館の面積が大きく、使用料の取扱いが他の学校とは区別されています。）

【草加市立草加中学校体育館】

区分			空調設備使用料	
			使用単位	金額
競技場	全面を使用する場合	一般	１時間	３００円
		児童　生徒		１５０円
	床面積の２分の１以内を専用する場合	一般	１時間	１５０円
		児童　生徒		７０円

【その他の市立小・中学校】

区分		使用単位	使用料
草加市立小・中学校体育館空調設備（草加中学校体育館を除く。）	一般	１時間	２００円
	児童　生徒	１時間	１００円

※体育館空調設備使用料の新設に伴い、条例の題名を次のとおり変更します。

（改正前）草加市立小・中学校校庭夜間照明設備及び体育館照明設備使用料条例

↓

（改正後）草加市立小・中学校設備使用料条例

３　施行期日等

⑴　施行期日

令和５年７月１日から施行します。

⑵　適用区分

改正後の空調設備使用料に係る規定は、施行日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例によります。

第18号議案　草加市地域型保育事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について【保育課】

１　目的

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める省令の一部改正に伴い、地域型保育事業者に対し利用乳幼児の安全の確保を図るための安全計画の策定等の義務付け等を行うものです。

２　内容

⑴　安全計画の策定等の義務付け

地域型保育事業者は、次のとおり安全計画を策定し、その計画に従い必要な措置を講じなければならないものとします。

安全計画の策定（事業所ごとに策定）

・事業所の設備の安全点検
・職員、利用乳幼児等に対する安全に関する指導
・職員の研修及び訓練
・その他地域型保育事業所における安全に関する事項

⇩

職員に対し 安全計画の周知・ 研修及び訓練の実施	保護者に対し 安全計画に基づく 取組内容の周知	定期的に 安全計画の見直し・ 必要に応じて変更

⑵　自動車を運行する場合の利用乳幼児の所在確認の義務付け

地域型保育事業者は、自動車の運行の際に次のとおり利用乳幼児の所在を確認しなければならないものとします。

自動車の運行の目的	所在確認方法
利用乳幼児の移動（事業所外での活動・取組等のための移動等）	乗車・降車の際の点呼など確実に把握できる方法により確認
利用乳幼児の送迎 （日常的に運行するとき）	自動車に利用乳幼児の見落とし防止装置（ブザーなど）を備え、降車の際の点呼など確実に把握できる方法により確認

⑶　利用乳幼児への懲戒権に関連する条文の削除

児童福祉法の改正を受けて基準を定める省令において児童への懲戒権に関連する規定が削除されたことに伴い、利用乳幼児への懲戒権に関連する条文を削除します。

⑷　その他

地域型保育事業所における衛生管理等に関する必要な措置の明確化等を行います。

【参考】地域型保育事業…小規模保育、家庭的保育、事業所内保育及び居宅訪問型保育
（いずれも３歳未満の乳幼児の保育を中心とするもの）

事業類型	事業主体	保育実施場所等	認可定員	職員配置基準等
小規模保育事業	市町村・民間事業者等	保育者の居宅・その他の場所・施設	６～１９人	Ａ型：保育園分園・ミニ保育所に近い類型（保育所の配置基準＋１名） Ｂ型：中間型（保育所の配置基準＋１名で２分の１以上が保育士） Ｃ型：家庭的保育に近い類型（市町村長が行う研修を修了した保育士・保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市町村長が認める者） ※自園調理（連携施設等からの搬入可）
家庭的保育事業	市町村・民間事業者等	保育者の居宅・その他の場所・施設	１～５人	市町村長が行う研修を修了した保育士又は保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市町村長が認める者 ※自園調理（連携施設等からの搬入可）
事業所内保育事業	事業主等	事業所の従業員の子ども・地域の保育を必要とする子ども		定員２０人以上…保育所の基準と同様 定員１９人以下…小規模保育事業Ａ型又はＢ型の基準と同様 ※自園調理（連携施設等からの搬入可）
居宅訪問型保育事業	市町村・民間事業者等	保育を必要とする子どもの居宅		必要な研修を修了した保育士又は保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市長村長が認める者

３　施行期日等

⑴　施行期日

令和５年４月１日から施行します。ただし、懲戒権に関連する規定の削除は、公布の日から施行します。

⑵　経過措置

送迎の自動車に利用乳幼児の見落とし防止装置（ブザーなど）を備えて用いることに困難な事情があるときは、令和６年３月３１日までの間は、代替措置を講じて利用乳幼児の所在の確認を行うこととし、ブザー等の設置を猶予することができます。

第19号議案　**草加市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について【子ども育成課】**

１　目的

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める省令の一部改正に鑑み、放課後児童健全育成事業者に対し利用者の安全の確保を図るための安全計画の策定等の義務付け等を行うものです。

２　内容

⑴　安全計画の策定等の義務付け

放課後児童健全育成事業者は、次のとおり安全計画を策定し、その計画に従い必要な措置を講じなければならないものとします。

安全計画の策定（事業所ごとに策定）

・事業所の設備の安全点検
・職員、利用者等に対する安全に関する指導
・職員の研修及び訓練
・その他放課後児童健全育成事業所における安全に関する事項

⇩	⇩	⇩
職員に対し 安全計画の周知・ 研修及び訓練の実施	保護者に対し 安全計画に基づく 取組内容の周知	定期的に 安全計画の見直し・ 必要に応じて変更

⑵　自動車を運行する場合の利用者の所在確認の義務付け

放課後児童健全育成事業者は、利用者の移動のために自動車の運行をするときは、乗車・降車の際に点呼など確実に把握できる方法により利用者の所在を確認しなければならないものとします。

⑶　業務継続計画の策定等（努力義務）の規定の追加

放課後児童健全育成事業者は、次のとおり業務継続計画を策定し、その計画に従い必要な措置を講じるよう努めなければならないものとします。

業務継続計画の策定（事業所ごとに策定）

・感染症・非常災害の発生時において、利用者に対する支援の提供を継続的に実施する
・非常時の体制で早期の業務再開を図る

⇩

職員に対し
業務継続計画の周知・
研修及び訓練の実施

⇩

定期的に
業務継続計画の見直し・
必要に応じて変更

⑷　その他

放課後児童健全育成事業所における衛生管理等に関する必要な措置の明確化を行います。

３　施行期日

⑴　施行期日

令和５年４月１日から施行します。

⑵　経過措置

安全計画の策定は、令和６年３月３１日までの間は努力義務とします。

第20号議案　草加市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について【保育課】

１　目的

子ども・子育て支援法及び特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める内閣府令の一部改正に伴い、懲戒権に関連する規定を廃止するとともに、条文の所要の整備を行うものです。

２　内容

子ども・子育て支援法の改正による条文中の引用部分についての条項ずれを整備するとともに、児童福祉法の改正を受けて基準を定める内閣府令において児童への懲戒権に関連する規定が削除されたことに伴い、懲戒権に関連する条文を削除します。

３　施行期日

令和５年４月１日から施行します。ただし、懲戒権に関連する規定の削除は、公布の日から施行します。

第21号議案　**草加市子ども・子育て会議条例等の一部を改正する条例の制定について【子育て支援課・子育て支援センター・障がい福祉課】**

１　目的

子ども・子育て支援法等の一部改正に伴い、関係条例の条文の所要の整備を行うものです。

２　内容

⑴　条ずれの整備

法令改正による条文中の引用部分についての条ずれを整備します。

⑵　引用語句の整備

こども家庭庁の設置により、厚生労働省から内閣府に関連法令等が移管することに伴い、これらに係る条文中の引用部分について改めます。

【対象条例】

条例名	一部改正内容
1.草加市子ども・子育て会議条例	上記⑴　条ずれの整備
2.草加市子育て支援センター設置及び管理条例 3.草加市障害者グループホーム設置及び管理条例 4.草加市障害福祉サービス事業所設置及び管理条例	上記⑵　条文中に引用する国の基準の主務大臣に係る引用部分の改め

３　施行期日

令和５年４月１日から施行します。

第22号議案　**草加市児童発達支援センター設置及び管理条例の一部を改正する条例の制定について【子育て支援センター】**

１　目的

草加市児童発達支援センターの効果的かつ効率的な運営を図るため、指定管理者制度を導入するとともに、定員の増員等を行うものです。

２　内容

⑴　指定管理者制度の導入

草加市児童発達支援センターの効果的かつ効率的な運営を図るため、当該センターの管理運営について、指定管理者制度を導入するものとし、指定管理者の指定手続、指定基準、業務、責務等を定めます。

※児童発達支援センター支所は、児童発達支援センターに統合します。

⑵　定員の増員

ア　まず、現行の知的障がい児の受入れに係る定員を令和６年４月から２人増員します。

イ　令和７年４月以降は、指定管理者制度の導入に併せ、新たに肢体不自由児の受入れを行うため、定員を１０人増員します。

【定員の増員】

理由	改正前 ➡	改正後
ア　現行の受入定員を増やす増員	３３人	３５人
イ　肢体不自由児受入れのための増員	３５人	４５人

⑶　その他

法令改正による利用料の基準を管轄する主務大臣の変更に伴い、条文中の引用部分について改める所要の整備を行います。

３　施行期日等

⑴　施行期日

ア　指定管理者制度の導入　令和７年４月１日から施行します。

イ　定員の増員　３３人から３５人への増員は令和６年４月１日から、３５人から４５人への増員は令和７年４月１日から施行します。

ウ　その他所要の整備　令和５年４月１日から施行します。

⑵　準備行為

指定管理者の指定に関する手続は、施行日前においても改正後の条例の規定の例により行うことができるものとします。

第23号議案　草加市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について【保険年金課】

１　目的

健康保険法施行令の一部改正に伴い、出産育児一時金の額を改定するとともに、国民健康保険の被保険者としない者を定めるものです。

⑴　出産育児一時金の金額の改定

健康保険法施行令における改定に合わせ、同令に基づき条例で定める出産育児一時金の額を４０８，０００円から４８８，０００円に改定し、加算額（改定なし）を併せた出産育児一時金を次のとおりとします。

	出産育児一時金	保険者が定める加算額（規則で規定）	合　　計
改正前	４０８，０００円	１２，０００円	４２０，０００円
改正後	４８８，０００円	１２，０００円	５００，０００円

⑵　被保険者としない者の規定の追加

児童福祉法に基づく次のような措置を受けている扶養義務者のない児童は、被保険者としないことを規定します。

ア　児童福祉施設に入所している児童

イ　小規模住居型児童養育事業を行う者又は里親に委託されている児童

ウ　一時保護が行われている児童

３　施行期日等

令和５年４月１日から施行し、同日以後の出産に係る出産育児一時金の額に適用します。ただし、被保険者としない者を定める改正については、公布の日から施行します。

＜影響等＞

【令和５年度支給見込数】２６０件（前年比△２０件）（想定）

【影響見込額】約２，０８０万円の支出増

第24号議案　草加市路上喫煙の防止に関する条例の一部を改正する条例の制定について【くらし安全課】

１　目的

道路交通法等の一部改正に鑑み、自転車等の定義の見直し等を行うものです。

２　内容

⑴　自転車等の定義の見直し

道路交通法の改正により移動用小型車等の定義が新設されることを受け、路上等において、その乗車中にたばこを吸う行為及び火のついたたばこを持つ行為を路上喫煙とし、防止の対象とする「自転車等」の定義に、移動用小型車（移動支援ロボット）等を追加します。

【自転車等の定義】

改正前	➡ 改正後
道路交通法に規定する原動機付自転車、自転車、大型自動二輪車、普通自動二輪車	道路交通法に規定する原動機付自転車、自転車、移動用小型車、身体障害者用の車、遠隔操作型小型車、大型自動二輪車、普通自動二輪車

※　移動用小型車…搭乗型移動支援ロボットなど
　　身体障害者用の車…身体障がい者用の車椅子など
　　遠隔操作型小型車…自動配送ロボットなど

⑵　たばこの定義の整備

以前は「パイプたばこ」に位置付けられていた加熱式たばこが、たばこ税法に明記されるなど、たばこの区分が多様化している現状に鑑み、条例における「たばこ」の定義を、たばこ税法の規定を引用するよう整備します。

※定義の表現を整備するもので、これにより対象に変更が生じるものではありません。

【たばこの定義】

改正前 ➡	改正後
喫煙用に製造された紙巻たばこ、パイプたばこ、葉巻たばこ及び刻みたばこ	たばこ税法に規定する喫煙用の製造たばこ(※)

※紙巻たばこ、葉巻たばこ、パイプたばこ、刻みたばこ、加熱式たばこ

3　施行期日等

令和５年４月１日から施行します。ただし、たばこの定義を整える改正は、公布の日から施行します。

第25号議案　草加市自転車の安全な利用に関する条例の一部を改正する条例の制定について【交通対策課】

1　目的

道路交通法の一部改正に伴い、条文の所要の整備を行うものです。

2　内容

道路交通法の一部改正により、全ての自転車利用者のヘルメット着用の努力義務が道路交通法に規定されることから、条例で定めていたヘルメット着用に関する次の規定は、削除します。

改正前 ➡	改正後
保護者は、その保護する１３歳未満の子どもが自転車を運転する場合又は子どもを自転車に乗車させる場合には、乗車用ヘルメットを着用させるよう努めなければならない。	(削除)

3　施行期日

令和５年４月１日から施行します。

第26号議案　**草加市駐輪場条例の一部を改正する条例の制定について【交通対策課】**

１　目的及び内容

草加駅西口短時間駐輪場（草加市氷川町２１２２番地６）の土地賃貸借契約の解約に伴い、同駐輪場を廃止するものです。

２　施行期日等

⑴　施行期日

令和５年５月１５日から施行します。

⑵　経過措置

ア　草加駅西口短時間駐輪場に駐輪された自転車等が廃止日（施行日）を超えて出庫される場合の駐輪料金の取扱いは、従前の例によるものとします。

イ　草加駅西口短時間駐輪場の廃止日（施行日）から起算して利用時間の限度（４８時間）を超えて駐輪されている自転車等は、草加市駐輪場条例に規定する違反自転車等とみなして措置を行います。

＜影響等＞

短時間駐輪として利用可能な周辺の駐輪場において、草加駅西口短時間駐輪場の利用台数以上の空き台数があるため、廃止後も短時間駐輪の需要に支障を来さない見込みです。

第27号議案　**草加八潮消防組合と草加市との間における情報公開・個人情報保護審議会及び情報公開・個人情報保護審査会並びに行政不服審査会の事務の委託に関する規約変更について【庶務課】**

１　目的

草加八潮消防組合情報公開・個人情報保護審査会条例及び草加市情報公開・個人情報保護審査会条例が廃止されることに伴い、委託事務の範囲を見直すため規約を変更することについて協議したいので、議会の議決を求めるものです。

２　内容

情報公開・個人情報保護審査会で行っていた事務が行政不服審査会に一本化されることに伴い、組合から市に委託する事務のうち情報公開・個人情報保護審査会に関する事務を廃止します。

※情報公開・個人情報保護審査会の廃止に伴い、規約の題名を次のとおり変更します。

（改正前）草加八潮消防組合と草加市との間における情報公開・個人情報保護審議会及び情報公開・個人情報保護審査会並びに行政不服審査会の事務の委託に関する規約

↓

（改正後）草加八潮消防組合と草加市との間における情報公開・個人情報保護審議会及び行政不服審査会の事務の委託に関する規約

【委託事務の範囲】

改正前	改正後
⑴　草加八潮消防組合情報公開・個人情報保護審議会条例に定める情報公開・個人情報保護審議会に関する事務	⑴　草加八潮消防組合情報公開・個人情報保護審議会条例に定める情報公開・個人情報保護審議会に関する事務
⑵　草加八潮消防組合情報公開・個人情報保護審査会条例に定める情報公開・個人情報保護審査会に関する事務	（削除）
⑶　行政不服審査法に定める行政不服審査会に関する事務	⑵　行政不服審査法に定める行政不服審査会に関する事務

３　施行期日

令和５年４月１日から施行します。

報　告

第１号報告　令和５年度草加市土地開発公社事業計画書及び予算書の提出について

第２号報告　令和５年度公益財団法人草加市スポーツ協会事業計画書の提出について

第３号報告　令和５年度公益財団法人草加市文化協会事業計画書の提出について